

(仮称)バロー瀬戸南ショッピングセンター(Aゾーン)

大規模小売店舗立地法指針項目チェックリスト

1 概要

平成18年10月18日付け届出(法第6条第2項)への県意見を踏まえ、来客車両の誘導について対策を講じる。(法第8条第7項)

2 店舗の概要

届出事項		変更前	変更後
店舗	店舗名称	(仮称)バロー瀬戸南ショッピングセンター(Aゾーン)	
	店舗所在地	瀬戸市西本地町2-250ほか12筆	
設置者	名称	株式会社バロー	
	代表者	代表取締役 田代 正美	
	住所	岐阜県恵那市大井町180-1	
	備考	ほか3名	
小売業者	名称	株式会社バロー	変更前に同じ
	代表者	代表取締役 田代 正美	同
	住所	岐阜県恵那市大井町180-1	同
	備考	ほか2名	同
店舗面積		6,485 m ²	変更前に同じ

業態	総合店		
用途地域	市街化調整区域	-	-
参考	平成18年2月23日 法第5条第1項届出 平成18年10月18日 法第6条第2項届出(出入口の変更) 平成18年10月19日 開店 平成19年6月12日 法第8条第4項による県意見の通知		

3 届出の概要

届出年月日	平成19年8月10日
変更する日	-

4 施設の配置及び運営方法関連事項

1 駐車需要の充足・周辺地域の利便確保のための配慮

(1) 交通に係る事項

ア 駐車場の位置及び構造等

1平面自走オベレーター:無	2平面自走オベレーター:有	3機械式駐車場	共用駐車場数	ピーク1hの来台車数
3箇所	0箇所	0箇所	0箇所	311台

イ 駐車場形式・出入口数・位置・駐車待スペース・分散確保・交通整理

種別	1	収容台数	67台	歩行者動線	非分離	騒音配慮	段差を抑えた駐車場設計	排ガス配慮	不必要なアイドリング・クラクション・空ぶかし禁止等表示板の設置				
									出入口数	道路種別	道路幅員	歩道	交差点距離
A-1 駐車場	東	なし	市町村道	8m	なし	-	-	-	-	-	-	-	-
	西	1箇所	県道	16m	あり	20m	120m	104	双方向	左折のみ	あり	-	-
	南	1箇所	市町村道	6m	なし	25m	6m	104	双方向	右左折混合	あり	-	-
	北	1箇所	市町村道	6m	なし	25m	6m	45	双方向	右左折混合	あり	-	-
交通整理員等の配置		土曜日・日曜日・祝祭日・イベント・セール時のみ配備											

(仮称)パロー瀬戸南ショッピングセンター(Aゾーン)

種別	1	収容台数	62台		歩行者動線	非分離	騒音配慮	段差を抑えた駐車場設計	排ガス配慮	不必要なアイドリング・クラクション・空ぶかし防止等表示板の設置		
	出入口数	道路種別	道路幅員	歩道	交差点距離	駐車待スペース	予測来台車数	道路形態	入出庫方法	整理員	判定	
A-2 駐車場	東	なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	西	なし	市町村道	8m	なし	-	-	-	-	-	-	
	南	1箇所	国道	16m	あり	65m	-	0	双方向	左折のみ	あり	
	北	2箇所	市町村道	6m	なし	35m	6m	42	双方向	右左折混合	あり	
交通整理員等の配置 土曜日・日曜日・祝祭日・イベント・セール時のみ配備												

種別	1	収容台数	450台		歩行者動線	分離	騒音配慮	段差を抑えた駐車場設計	排ガス配慮	不必要なアイドリング・クラクション・空ぶかし防止等表示板の設置		
	出入口数	道路種別	道路幅員	歩道	交差点距離	駐車待スペース	予測来台車数	道路形態	入出庫方法	整理員	判定	
A-3 駐車場	東	1箇所	市町村道	6m	なし	50m	6m	302	双方向	右左折混合	あり	
	西	2箇所	市町村道	8m	なし	25m	6m	302	双方向	右左折混合	あり	
	南	1箇所	市町村道	6m	なし	50m	6m	302	双方向	右左折混合	あり	
	北	1箇所	市町村道	6m	なし	55m	6m	302	双方向	右左折混合	あり	
交通整理員等の配置 土曜日・日曜日・祝祭日・イベント・セール時のみ配備												

評価	駐車場出入口の数・位置	駐車待スペース	駐車場の分散確保	出入口における交通整理

ウ 周辺交通状況の把握

交通量調査	来客車両等の方向別予測	店舗周辺状況調査	交通流動の予測
実施	実施	実施	実施(交通飽和度等の検討)

法第5条第1項(新設)届出時に実施

エ 経路の設定等

(ア) 車両関係

a 来客車関係

案内表示	交通整理員の配置	生活道路の回避	通学路の回避	療養施設等の回避	右折経路
あり	配置	回避	回避	回避	あり

国道363号線を利用する来客車両が適切な経路を選択できるよう、以下の措置を講じる。

(1)国道363号線の来客車両が適切な経路を選択できるよう、既設の7本に加え新たに誘導看板を2本設置する。

(2)パロー瀬戸西店、ライトオン瀬戸西パロー店及びいまじん瀬戸店内各店舗の出入口(計5箇所)に誘導経路案内図の掲示を行い、来客者に来店経路を周知する。

評価

市町村の意見概要	対応
意見なし	-

県の勧告案
勧告なし

県の勧告に至る考え方
来客車両が適切な経路を選択できるよう必要な対策を講じており、県の意見に対する設置者の対応は、概ね妥当なものと考えられる。